

指定有効期間満了に係る指定更新について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づく指定を受けた事業者等が、6年間の指定有効期間満了後に引き続き指定を受けようとする場合、指定更新が必要です。

つきましては、指定更新対象となる事業所は、次のとおり申請を行うようお願いします。

1 受付期間等

相模原市では、原則として指定有効期間満了日が属する月の前々月から前月1日までを、指定更新の受付期間とします。ただし、4月1日指定等に関しては他の月に比較し対象数が非常に多いため、指定更新の受付期間を変更する場合があります。

引き続き指定を受けようとする場合、受付期間内に申請書類を原則郵送で提出してください。

2 更新対象となる事業所

指定更新の申請対象となる事業所は、別紙1「更新予定事業所一覧」を参照してください。

3 留意事項

- (1) 申請書類は、「指定申請書類チェックシート」にて必ず確認を済ませてから提出してください。
- (2) 申請書類一式の写しを保管してください。原則として受付けた書類は返却しません。
- (3) 申請書類の差し替えや追加が発生する場合があります。なるべくお早めにご提出ください。
- (4) 指定を受けた内容に変更があったにもかかわらず変更届を提出していない場合は、速やかに提出してください。
- (5) 別紙2「指定更新申請に当たっての留意事項」を必ず確認してください。

4 指定更新に関する質問等

- (1) 不明な点などがあつた際には、まずは「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載の「指定更新に係るQ&A」をご覧ください。
- (2) 多くの質問に対応するため、原則電子メールでの受付とします。「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載の「質問メールの送り方」をご確認の上、電子メールの本文に質問内容等を記入してお送りください。回答は、翌営業日以降となります。

5 その他

指定更新を受けない場合、有効期間満了によってその効力を失います。指定更新を行う予定がない場合、速やかに担当までご連絡ください。別途、事業所廃止等の手続きが必要です。

【申請書類・変更届等に関する掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>4.相模原市からのお知らせ

【申請書類の提出先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 宛

郵送の際は、封筒に「(指定更新するサービス名)指定更新申請書類 在中」と記載してください。